

浦安市規則第48号

浦安市高齢者世帯等住み替え家賃等の助成に関する規則の一部を
改正する規則

浦安市高齢者世帯等住み替え家賃等の助成に関する規則（平成5年規則第42号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

浦安市高齢者世帯等住み替え費用の助成に関する規則

第1条中「賃貸住宅」の次に「（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業に係る賃貸住宅及びグループホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項に規定する共同生活援助を行う事業所をいう。）を含む。以下同じ。）」を加え、「住み替えにより必要となる家賃等」を「住み替え費用」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 住み替え 次のいずれかに該当することをいう。

ア 民間の賃貸住宅に居住している高齢者世帯等が、当該住宅について、取壊し又は建替えのため立ち退きを求められた場合に、市内の民間の賃貸住宅に転居すること。

イ 民間の賃貸住宅に居住している高齢者世帯等が、当該住宅について、エレベーターの設置されていない住宅又はエレベーターの停止階にない2階以上の住宅の場合に、身体上の理由により、1階にある、又はエレベーターの停止階にある市内の民間の賃貸住宅に転居すること。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 住み替え費用 住み替えにより必要となる費用であつて、次に掲げるものをいう。

ア 新たな住居に係る賃貸借契約に基づき支払った礼金、敷金及び仲介手数料

イ 転居の際、引越事業者を支払った当該転居に係る費用

ウ 死亡した場合の残置物の処理又は原状回復に係る費用を補償する損害
保険料

第3条各号列記以外の部分中「家賃等」を「住み替え費用」に、「で、」を
「のうち、第5条に規定する助成の申請をしようとする日の属する年度の市町
村民税（その日が4月1日から6月30日までの間の日である場合にあっては、
前年度の市町村民税）が非課税であるものであって、」に改め、同条に次のた
だし書を加える。

ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受
給世帯を除く。

第3条第2号を次のように改める。

(2) 前号に該当しない世帯で、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定めるも
のに該当するもの

ア 前条第1号アに該当する場合 身体障害者福祉法（昭和24年法律第
283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
（以下「身体障害者手帳所持者」という。）を含む世帯、児童福祉法
（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的
障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害
者更生相談所において知的障がい者と判定され療育手帳の交付を受けた
者を含む世帯、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法
律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付
を受けた者を含む世帯及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支
援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する治
療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定める
ものによる障がいの程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である者
（以下「難病患者」という。）を含む世帯

イ 前条第1号イに該当する場合 身体障害者手帳所持者のうち身体障害
者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者程
度等級表に定める1級又は2級の障がいにあるもの又は難病患者で、移

動に困難を伴うものを含む世帯

第3条に次の2項を加える。

2 前項の住み替え費用の助成を受けることができる世帯において、同一の住居に複数の世帯が居住する場合は、同一の世帯とみなす。

3 第1項の住み替え費用の助成を受けることができる世帯は、住み替え前と住み替え後の世帯の構成員が同一のものとする。

第4条を次のように改める。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、現に要した住み替え費用の額（1,000円未満の端数が生じた場合には、その端数金額を切り捨てる。）とし、250,000円を上限額とする。

2 前項の費用の積算に当たっては、第2条第3号イに定める費用の額は、現に要した費用の額の2分の1とする。

3 第1項の規定にかかわらず、住み替え費用に関し、他の制度により助成を受けることができる場合には、当該制度により助成を受けることのできる額を減じて得た額とする。

第5条各号列記以外の部分中「家賃等の」を「住み替え費用の」に、「浦安市高齢者世帯等住み替え家賃等助成申請書」を「浦安市高齢者世帯等住み替え費用助成申請書」に改め、同条第1号中「現住居」を「第2条第1号アに該当する場合にあっては、現住居」に改め、「又は住宅環境調書（別記第3号様式）」を削り、同条第3号中「第10条に規定する所得」を「同一住居に居住する者全員に係る市町村民税が非課税であること」に改め、同条中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 第3条第1項第2号に該当する者にあつては、身体障害者手帳の写し、療育手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し又は難病患者であることを証する書類の写し

(5) 第3条第1項第2号イの世帯にあつては、移動に困難を伴うことを証する医師の意見書（身体障害者手帳所持者で身体障害者福祉法施行規則別表第5号身体障害者障害程度等級表に定める視覚障害又は肢体不自由の障がい有するものを除く。）

第5条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項第3号から第5号までの書類について市が保有する情報により確認することに同意（同項第3号の書類については、同一住居に居住する者全員の同意）があった場合は、当該書類の添付を要しない。

第6条中「前条」を「前条第1項」に、「浦安市高齢者世帯等住み替え家賃等助成可否決定通知書（別記第4号様式）」を「浦安市高齢者世帯等住み替え費用助成可否決定通知書（別記第3号様式）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定により助成の決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、当該決定後6か月以内に住み替えを行わなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、当該期間を延長することができる。

第7条第1項各号列記以外の部分中「新住居の賃貸借契約を締結したときは、浦安市高齢者世帯等住み替え家賃等支給申請書（別記第5号様式）」を「住み替え後3か月以内に、浦安市高齢者世帯等住み替え費用支給申請書（別記第4号様式）」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) 住み替え費用を支払ったことを確認することができる書類

第7条第1項に次の1号を加える。

- (3) その他市長が必要と認める書類

第7条第2項を削る。

第8条中「浦安市高齢者世帯等住み替え家賃等支給決定通知書（別記第7号様式）」を「浦安市高齢者世帯等住み替え費用支給決定通知書（別記第5号様式）」に改める。

第9条から第15条までを削る。

第16条中「家賃等」を「住み替え費用」に改め、「者」の次に「、第6条第2項の期間（同項ただし書の規定により延長した場合の期間を含む。）内に住み替えを行わなかった者又は第7条の規定により住み替え後3か月以内に支給の申請をしなかった者」を加え、同条を第9条とする。

第17条の見出しを「（補則）」に改め、同条中「家賃等」を「住み替え費用」に改め、同条を第10条とする。

別記第1号様式を次のように改める。

別 記

第 1 号様式（第 5 条第 1 項）

浦安市高齢者世帯等住み替え費用助成申請書

年 月 日

（宛先）浦安市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

高齢者世帯等住み替え費用の助成を受けたいので、浦安市高齢者世帯等住み替え費用の助成に関する規則第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

世 帯 区 分	<input type="checkbox"/> 高齢者世帯 <input type="checkbox"/> 障がい者等を含む世帯				
転 居 の 理 由	<input type="checkbox"/> 取壊し又は建替えによる <input type="checkbox"/> 身体上の理由による				
世帯の状況	氏名	続柄	生年月日	障がい等の状況	居住年数
				<input type="checkbox"/> 障がい者手帳() <input type="checkbox"/> 難病疾患 <input type="checkbox"/> 無し	
				<input type="checkbox"/> 障がい者手帳() <input type="checkbox"/> 難病疾患 <input type="checkbox"/> 無し	
				<input type="checkbox"/> 障がい者手帳() <input type="checkbox"/> 難病疾患 <input type="checkbox"/> 無し	
				<input type="checkbox"/> 障がい者手帳() <input type="checkbox"/> 難病疾患 <input type="checkbox"/> 無し	
浦安市高齢者世帯等住み替え費用の助成に関する規則第 5 条第 1 項第 3 号から第 5 号までに掲げる書類に係る事実について、市が保有する情報により確認することに同意するので署名します。					
世帯代表者氏名					

添付書類

- 1 現住居の取壊し又は建替えの計画に関する家主の証明書（第 2 条第 1 号アに該当する場合のみ）
- 2 現住居の賃貸借契約書の写し
- 3 同一住居に居住する者全員に係る市町村民税が非課税であることを証明する書類
- 4 身体障害者手帳の写し、療育手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し又は難病患者であることを証する書類の写し（第 3 条第 1 項第 2 号に該当する者のみ）
- 5 移動に困難を伴うことを証する医師の意見書（第 3 条第 1 項第 2 号イに該当する世帯のみ。ただし、身体障害者手帳所持者で身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号身体障害者障害程度等級表に定める視覚障害又は肢体不自由の障がいをもつものを除く。）

別記第2号様式中「第5条第1号」を「第5条第1項第1号」に、
「氏 名」を「氏 名（自署）」に改め、「㊟」及び「（ ）」を削る。
別記第3号様式から第5号様式までを次のように改める。

第3号様式（第6条第1項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市高齢者世帯等住み替え費用助成可否決定通知書

年 月 日付けで申請のありました高齢者世帯等住み替え費用の助成について、次のとおり決定しましたので、浦安市高齢者世帯等住み替え費用の助成に関する規則第6条第1項の規定により通知します。

1 助成する

受給者	氏名		世帯区分	
	住所			

注1 この決定後、6か月以内に住み替えが行われなかったときは、この決定を取り消します。

2 住み替え後、3か月以内に助成の支給の申請がされないときは、この決定を取り消します。

2 助成しない

助成しない理由	
---------	--

教示

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式（第7条）

浦安市高齢者世帯等住み替え費用支給申請書

年 月 日

（宛先）浦安市長

住 所
受給者 氏 名
電話番号

助成金の支給を受けたいので、浦安市高齢者世帯等住み替え費用の助成に関する規則第7条の規定により、次のとおり申請します。

申 請 額		円
振 込 先	金 融 機 関 名	
	口 座 番 号	
	口 座 名 義 人	

添付書類

- 1 新住居に係る賃貸借契約書の写し
- 2 住み替え費用を支払ったことを確認することができる書類

第5号様式（第8条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市高齢者世帯等住み替え費用支給決定通知書

年 月 日付で申請のありました浦安市高齢者世帯等住み替え費用の支給について、次のとおり決定しましたので、浦安市高齢者世帯等住み替え費用の助成に関する規則第8条の規定により通知します。

助成額	円
-----	---

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。


別記第 6 号様式から第12号様式までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 4 年10月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第 4 項から第 6 項までの規定 令和 6 年 6 月 1 日

(2) 別記第 2 号様式の改正規定（「氏 名」を「氏 名（自署）」に改める部分並びに「」及び「（ ）」を削る部分に限る。） 公布の日
(経過措置)

2 改正後の浦安市高齢者世帯等住み替え費用の助成に関する規則の規定は、施行日以後の助成の申請に係る住み替え費用の助成について適用する。

3 改正前の浦安市高齢者世帯等住み替え家賃等の助成に関する規則（以下「旧規則」という。）第 5 条の規定により申請をした者に係る旧規則の規定は、なおその効力を有する。

4 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧規則の規定第10条中「高齢者世帯等に属する者の前年の所得が、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第 5 条第 1 号に規定する基準額の上限に12を乗じて得た額以上の所得がある」とあるのは「第12条の現況届により、高齢者世帯等に属する者全員に係る当該年度の市町村民税が非課税でない」と、同第12条中「前年の所得」とあるのは「当該年度の市町村民税の課税」と、同第14条第 1 項第 3 号中「所得が第10条に規定する額を超えている」とあるのは「第12条の現況届により、高齢者世帯等に属する者全員に係る当該年度の市町村民税が非課税でない」と読み替えて適用する。

5 前項の規定により読み替えて適用される旧規則の規定第12条に規定する現況届については、別に定めるものとする。

(旧規則の特例措置)

6 市長は、旧規則第 6 条の規定により助成の決定を受けた者のうち、附則第 4 項の規定による読み替え後の旧規則第13条第 1 項の規定により助成を停止されたものが、同項に規定する期間の間に、現家賃より低額の賃貸住宅に転

居するときは、250,000円を限度に、転居一時金、引越事業者を支払った当該転居に係る費用の2分の1の額及び死亡した場合の残置物の処理又は原状回復に係る費用を補償する損害保険料を支給することができる。この場合における申請その他の手続については、別に定めるものとする。